

よくあるご質問

Q 1 提出する書類に押印は必要ですか。

- A 1 雨水排水計画書、工事完了報告書、請求書は押印不要です。
委任状は、委任者は要押印、受任者は押印不要です。
雨水流出抑制施設設置補助金交付申請書には押印が必要ですが、自署の場合は押印不要です。
※令和6年4月1日から請求書への押印は不要となりました。

Q 2 碎石舗装（砂利舗装）をする場合、低減量はどのようになりますか。

- A 2 舗装、コンクリート等で覆われていない地山の状態と判断しますので、低減量は1㎡当り0.01㎡とします。

Q 3 敷地面積が2,000㎡を超える土地に分譲マンションを建てたいのですが、雨水排水計画についての協議は必要ですか。

- A 3 分譲住宅地は協議対象外ですが、分譲マンションは協議対象です。

Q 4 計画書に記載する必要貯留量、低減量、実際に設置する貯留施設の貯留量の端数処理を教えてください。

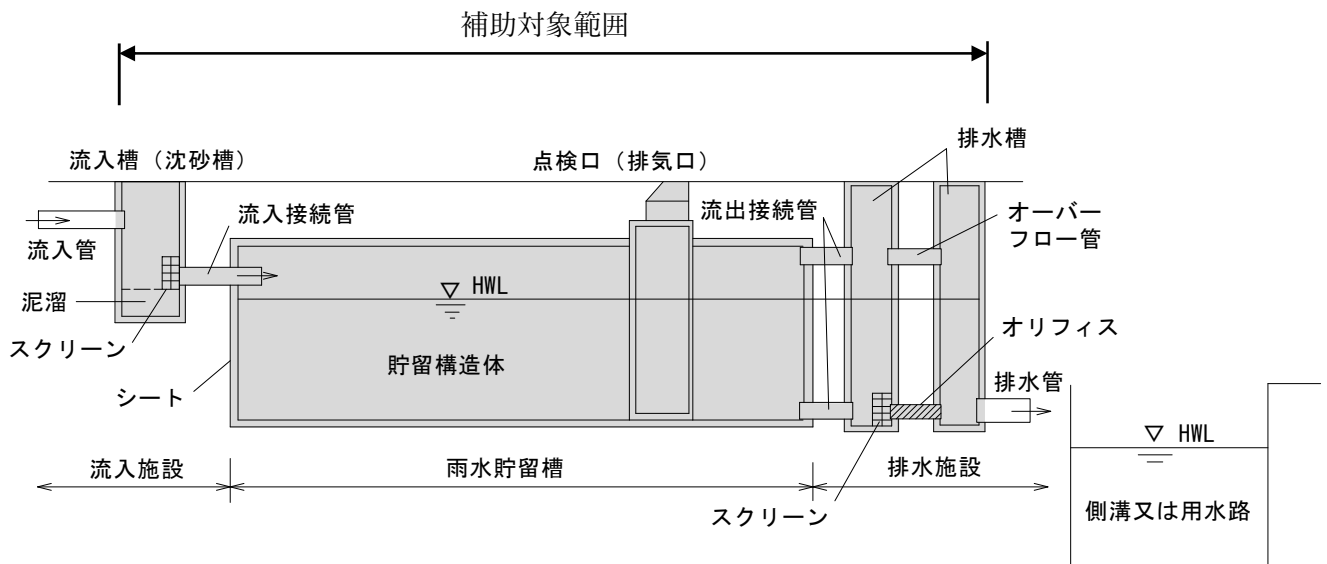
- A 4 小数点第1位止め（小数点第2位を切り捨て）としてください。

Q 5 補助金額を教えてください。

- A 5 雨水流出抑制施設設置に係る工事費の2/3（税抜き）と実際に設置する貯留施設の貯留量1㎡当り39,000円を比較し、安価な方で交付決定します。

Q 6 補助金の対象となる施設を教えてください。

A 6 貯留槽への流入槽～貯留槽～貯留槽からの排水槽までです。詳しくは次の図を参考にしてください。(着色箇所が補助対象範囲)



Q 7 計画書、交付申請書の提出時期を教えてください。

A 7 計画書は、交付申請の前であればいつでもかまいません。

交付申請書は、工事着工の1～2週間前までに提出してください。

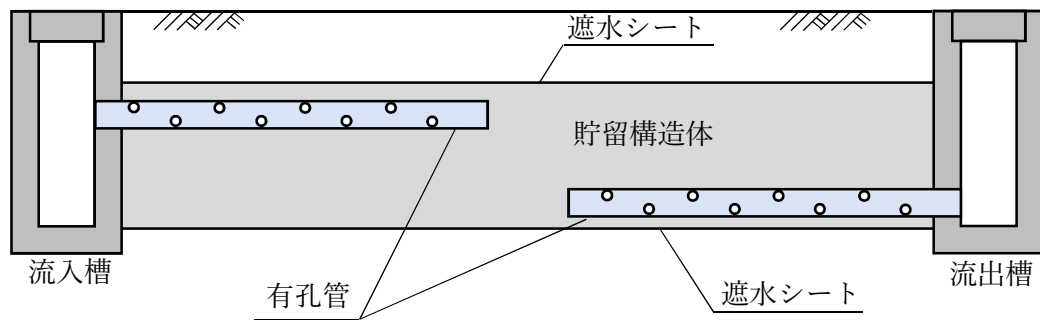
※交付申請書の提出がありましたら、交付決定の通知をしますので、受領後に工事着工してください。

Q 8 協議箇所はどこまで集水する必要がありますか。

A 8 敷地内の雨水については、すべて集水することを基本としています。ただし、やむを得ない場合については、別途協議してください。

Q 9 砕石貯留の構造を教えてください。

A 9 砕石貯留の場合、単粒砕石を用い、遮水シートで貯留構造体を覆ってください。また、貯留構造体への流入口と貯留構造体からの流出口は、砕石により断面が確保できなくなるため、貯留構造体へ有孔管を設置してください。有孔管の延長は、有孔管の孔面積の合計が流入口・流出口の面積以上となる延長としてください。



$$A \leq a \times N \times L$$

※A：有孔管の断面積

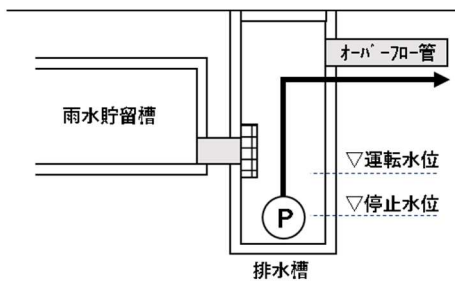
a：有孔管の孔1個の面積

N：有孔管1m当りの孔の個数

L：有孔管の延長

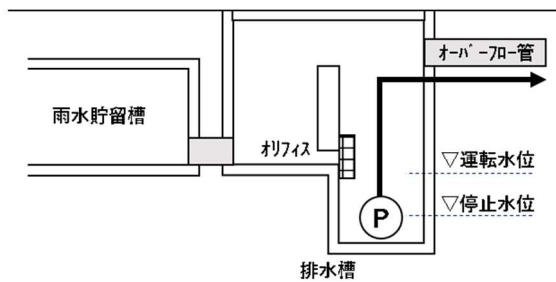
Q 10 自然排水が困難でポンプを使って強制排水する場合の留意点を教えてください。

A 10 ポンプはオーバーフロー管を設けた排水槽内に設置してください。ポンプの吐出量について、オリフィスを設けずにポンプを設置する場合は、許容放流量以下としますが、オリフィスを設け、オリフィス後にポンプを設置する場合は、許容放流量以上としても構いません。また、運転は自動制御とし、晴天時貯留槽内に水が溜まることのないように運転水位を設定してください。ポンプが確実に機能するよう複数台設置することが望ましいです。



・オリフィス無

※ポンプ能力は許容放流量以下



・オリフィス有

※ポンプ能力は許容放流量以上でも可

Q 1 1 工事完了報告書に添付する工事写真の留意点を教えてください。

A 1 1 市が工事完了報告書を精査する際に用いる、「大規模雨水流出抑制施設設置完了確認シート」をご参照いただき、各項目が確認できる工事写真を添付してください。なお、工事立会にて確認した内容についても、工事写真の提出は必要ですのでご注意ください。